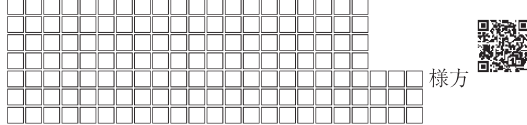


令和 6 年度

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書

□□□□□ 00000000
000-0000

郵便区内特別



様方

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

納税者コード	区	学区	町	氏名	物件区	□□□□⑤
納税者	□□□□⑤	□□□□⑩	□□□□⑮	□□□□⑳	□□□□	□□□□
共有者	□□□□⑤	□□□□⑩	□□□□⑮	□□□□⑳	□□□□	□□□□

下記によって、各納期の納期内に納めてください。

令和 6 年 4 月 1 日

京都市長



差出人

604-8175

京都市中京区室町通御池南入
円福寺町 3 3 7 ビル葆光 5 階
京都市市税事務所 固定資産税第 1 担当
土地担当 電話番号：075-746-6431
家屋担当 電話番号：075-746-6432

00000000000000000000 00000000□□

■お問合せ、各種証明書等の請求の際は、この用紙をお持ちください。



課税標準額	固定資産税（税率 1.4%）	都市計画税（税率 0.3%）
1 土地（共用土地）	円	円
2 土地	円	円
3 家屋	円	円
4 合計 [2+3]	円	円

税額	固定資産税（税率 1.4%）	都市計画税（税率 0.3%）
5 算出税額 [1×税率 + 2×税率]	円	円
6 減額・減免税額	円	円
7 徴収猶予税額	円	円
8 年税額 [5-6-7]	円	円
9 年税額合計	円	円

期別納付額

期別	10 納期限	納付額
第 1 期分	令和 6 年 4 月 30 日	円
第 2 期分	令和 6 年 7 月 31 日	円
第 3 期分	令和 7 年 1 月 6 日	円
第 4 期分	令和 7 年 2 月 28 日	円

年税額が「4,000 円」以下の場合は、第 1 期分の 1 回限りとなります。
課税の根拠等については、裏面に記載しています。

00000000000000000000

この税金の課税の根拠等について

1 課税の根拠	この通知に係る固定資産税及び都市計画税は、地方税法及び京都市市税条例の規定によって、令和 6 年 1 月 1 日現在、市内に所在する土地又は家屋（都市計画税は、市街化区域内のみ）を所有している方に課されるものです。
2 納期	令和 6 年度固定資産税及び都市計画税の各納期は次のとおりです。 第 1 期 令和 6 年 4 月 10 日 から 令和 6 年 4 月 30 日まで 第 2 期 令和 6 年 7 月 1 日 から 令和 6 年 7 月 31 日まで 第 3 期 令和 6 年 12 月 1 日 から 令和 7 年 1 月 6 日まで 第 4 期 令和 7 年 2 月 1 日 から 令和 7 年 2 月 28 日まで ※ 納付書をご利用の場合は、同封している納付書で、各納期の到来前にも納付していただくことができます。
3 納期限までに納付されなかった場合の措置（延滞金及び滞納処分）	納期限までに納付されないと、税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 8.7 %（令和 6 年中。ただし、納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 2.4 %（令和 6 年中））の割合※を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。 また、督促状を発した日から起算して 11 日目までに納められないと、財産の差押えなど滞納処分が行われます。 ※ 令和 7 年 1 月以後の期間については、上記の割合は、銀行の短期貸付けの平均利率を基に財務大臣が告示する割合に応じて、変更される場合があります。
4 不服の申立て	この税金の課税処分について不服がある場合（固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を除く。）は、この「通知書」を受け取られた日の翌日から起算して 3 箇月以内に市長に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に京都市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から 3 箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
5 市税の納付場所	京都市の指定金融機関、収納代理金融機関など（詳しくは納付書の裏面をご覧ください。）

この通知で課税している土地又は家屋の明細は、2 枚目以降の課税明細書のとおりです。
課税明細書の内容にご不明な点がある場合は、表面の市税事務所固定資産税担当までご連絡ください。

届出や調査へのご協力のお願い

次のような場合には、表面の市税事務所固定資産税担当まで届け出てください。
また、担当者が必要に応じて調査しますので、ご協力をお願いします。

- ◆ 土地や家屋の利用状況に変更があった場合
 - **住宅敷地の利用状況に変更があった**場合（住宅敷地の一部を貸し駐車場等に変更など）
 - **家屋を新築・増改築又は取り壊した**場合
 - **家屋の用途を変更した**場合（店舗等から住宅へなど）
 - **家屋の居住割合を変更した**場合（専用住宅の一部を事業用に変更、店舗等の一部を居住用に変更など）
- ◆ 非課税の要件に該当する場合、又は非課税の要件を欠くことになった場合
- ◆ 住所を変更した場合などで**送付先の変更等が必要**な場合

ただし、京都市内での住所変更、市外へ転出される場合で、住民票の手続きをされたときは不要。
- ◆ 国外に転出するため、代理で納税通知書の受取や納付を行う**納税管理人の届出が必要**な場合
- ◆ 所有者が亡くなられたこと等により、**現に所有する者（現所有者）**になった場合

ただし、既に法務局において、不動産登記の名義変更が行われた場合は不要。

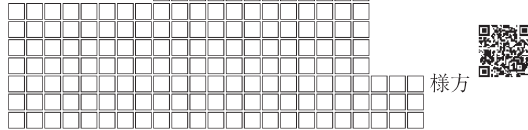
※ **令和 6 年 4 月 1 日から相続登記の申請が義務化**されました。（お問合せ：京都地方法務局[075-231-0131（代）]）

令和 6 年度

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書

□□□□□ 00000000
000-0000

郵便区内特別



様方

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

納税者コード	区 学区 町 氏 名	物 件 区	□□□□⑤
納 税 者	□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□□		
共 有 者	□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□⑳□□□□		

令和 6 年 4 月 1 日

京都市長



差出人

604-8175

京都市中京区室町通御池南入
円福寺町 3 3 7 ビル葆光 5 階
京都市市税事務所 固定資産税第 1 担当
土地担当 電話番号：075-746-6431
家屋担当 電話番号：075-746-6432

000000000000000000 0000000□□

■お問合せ、各種証明書等の請求の際は、この用紙をお持ちください。



課税標準額	固定資産税（税率 1.4%）	都市計画税（税率 0.3%）
1 土地（共用土地）	円	円
2 土地	円	円
3 家屋	円	円
4 合計 [2+3]	円	円

税額	固定資産税（税率 1.4%）	都市計画税（税率 0.3%）
5 算出税額 [1×税率 + 2×税率]	円	円
6 減額・減免税額	円	円
7 徴収猶予税額	円	円
8 年税額 [5-6-7]	円	円
9 年税額合計	円	円

期別納付額

期 別	10 納 期 限	納 付 額
第 1 期 分	令和 6 年 4 月 30 日	円
第 2 期 分	令和 6 年 7 月 31 日	円
第 3 期 分	令和 7 年 1 月 6 日	円
第 4 期 分	令和 7 年 2 月 28 日	円

口座内容等

収 納 機 関 名 称	
収 納 機 関	
記号・口座番号等	
種 別	
振 替 方 法	
口 座 名 義 人	

年税額が「4,000 円」以下の場合の納期は、
第 1 期分の 1 回限りとなります。
課税の根拠等については、裏面に記載して
います。
個人情報保護のため、口座番号等の下 4 桁を
非表示としています。
振替日は、各納期限となります。
（一括の場合は、第 1 期納期限）

000000000000000000

この税金の課税の根拠等について

1 課税の根拠	この通知に係る固定資産税及び都市計画税は、地方税法及び京都市市税条例の規定によって、令和 6 年 1 月 1 日現在、市内に所在する土地又は家屋（都市計画税は、市街化区域内のみ）を所有している方に課されるものです。
2 納期	令和 6 年度固定資産税及び都市計画税の各納期は次のとおりです。 第 1 期 令和 6 年 4 月 10 日 から 令和 6 年 4 月 30 日まで 第 2 期 令和 6 年 7 月 1 日 から 令和 6 年 7 月 31 日まで 第 3 期 令和 6 年 12 月 1 日 から 令和 7 年 1 月 6 日まで 第 4 期 令和 7 年 2 月 1 日 から 令和 7 年 2 月 28 日まで ※ 口座振替をご利用の場合、振替日は、納期の末日です。なお、口座振替をご利用されている場合、納付書は同封されていません。
3 納期限までに納付されなかった場合の措置（延滞金及び滞納処分）	納期限までに納付されないと、税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 8.7 %（令和 6 年中。ただし、納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 2.4 %（令和 6 年中））の割合※を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。 また、督促状を発した日から起算して 11 日目までに納められないと、財産の差押えなど滞納処分が行われます。 ※ 令和 7 年 1 月以後の期間については、上記の割合は、銀行の短期貸付けの平均利率を基に財務大臣が告示する割合に応じて、変更される場合があります。
4 不服の申立て	この税金の課税処分について不服がある場合（固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を除く。）は、この「通知書」を受け取られた日の翌日から起算して 3 箇月以内に市長に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に京都市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から 3 箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
5 市税の納付場所	京都市の指定金融機関、収納代理金融機関など（詳しくは納付書の裏面をご覧ください。）

この通知で課税している土地又は家屋の明細は、2 枚目以降の課税明細書のとおりです。
課税明細書の内容にご不明な点がある場合は、表面の市税事務所固定資産税担当までご連絡ください。

届出や調査へのご協力のお願い

次のような場合には、表面の市税事務所固定資産税担当まで届け出てください。
また、担当者が必要に応じて調査しますので、ご協力をお願いします。

- ◆ 土地や家屋の利用状況に変更があった場合
 - **住宅敷地の利用状況に変更があった**場合（住宅敷地の一部を貸し駐車場等に変更など）
 - **家屋を新築・増改築又は取り壊した**場合
 - **家屋の用途を変更した**場合（店舗等から住宅へなど）
 - **家屋の居住割合を変更した**場合（専用住宅の一部を事業用に変更、店舗等の一部を居住用に変更など）
- ◆ 非課税の要件に該当する場合、又は非課税の要件を欠くことになった場合
- ◆ 住所を変更した場合などで**送付先の変更等が必要**な場合

ただし、京都市内での住所変更、市外へ転出される場合で、住民票の手続きをされたときは不要。
- ◆ 国外に転出するため、代理で納税通知書の受取や納付を行う**納税管理人の届出が必要**な場合
- ◆ 所有者が亡くなられたこと等により、**現に所有者者（現所有者）**になった場合

ただし、既に法務局において、不動産登記の名義変更が行われた場合は不要。

※ **令和 6 年 4 月 1 日から相続登記の申請が義務化**されました。（お問合せ：京都地方法務局[075-231-0131（代）]）

令和6年度

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書

この課税明細書は、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書に係る課税対象資産の内訳を記載しているものです。
免税点は、土地（30万円未満）・家屋（20万円未満）それぞれの課税標準額の合計額で判定します。

この用紙は課税明細書です。

令和6年4月1日

京都市長

納税者コード	区	学区	町	氏名	物件区
納税者	☐	☐	☐	☐	☐
共有者	☐	☐	☐	☐	☐

00000000000000000000 00000000□□

※裏面に記載がないか、複数枚にわたっていないか、ご確認ください。
■お問合せ、各種証明書等の請求の際は、この用紙をお持ちください。



XXXX 土地	所在地：[101101]	① 評価地目（住宅用地区分）	☐	⑦ 物件相当税額	1,234,567,890 円
☐	☐	② 評価地積	1,234,567.89 m ²	⑧ 軽減税額	1,234,567,890 円
☐	☐	③ 当該年度価格（合計）	1,234,567,890,123 円		
④ 当該年度課税標準額	固定資産税	1,234,567,890,123 円	都市計画税	1,234,567,890,123 円	⑪ 備考
単位（円）	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	小規模住宅	一般住宅
⑤ 前年度課税標準額	123,456,789,012				☐
③ 当該年度価格（内訳）	123,456,789,012				☐
⑥ 負担水準	1.000				☐

XXXX 土地	所在地：[101101]	① 評価地目（住宅用地区分）	☐	⑦ 物件相当税額	1,234,567,890 円
☐	☐	② 評価地積	1,234,567.89 m ²	⑧ 軽減税額	1,234,567,890 円
☐	☐	③ 当該年度価格（合計）	1,234,567,890,123 円		
④ 当該年度課税標準額	固定資産税	1,234,567,890,123 円	都市計画税	1,234,567,890,123 円	⑪ 備考
単位（円）	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	小規模住宅	一般住宅
⑤ 前年度課税標準額	123,456,789,012				☐
③ 当該年度価格（内訳）	123,456,789,012				☐
⑥ 負担水準	1.000				☐

XXXX 家屋	所在地：[101101]	⑨ 種類／構造	☐	⑦ 物件相当税額	1,234,567,890 円
☐	☐	⑩ 評価床面積	1,234,567.89 m ²	⑧ 軽減税額	1,234,567,890 円
☐	☐	③ 当該年度価格（合計）	1,234,567,890,123 円		
家屋番号：□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□					
④ 当該年度課税標準額	固定資産税	1,234,567,890,123 円	都市計画税	1,234,567,890,123 円	⑪ 備考
					☐

XXXX 家屋	所在地：[101101]	⑨ 種類／構造	☐	⑦ 物件相当税額	1,234,567,890 円
☐	☐	⑩ 評価床面積	1,234,567.89 m ²	⑧ 軽減税額	1,234,567,890 円
☐	☐	③ 当該年度価格（合計）	1,234,567,890,123 円		
家屋番号：□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□					
④ 当該年度課税標準額	固定資産税	1,234,567,890,123 円	都市計画税	1,234,567,890,123 円	⑪ 備考
					☐

XXXX 家屋	所在地：[101101]	⑨ 種類／構造	☐	⑦ 物件相当税額	1,234,567,890 円
☐	☐	⑩ 評価床面積	1,234,567.89 m ²	⑧ 軽減税額	1,234,567,890 円
☐	☐	③ 当該年度価格（合計）	1,234,567,890,123 円		
家屋番号：□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□					
④ 当該年度課税標準額	固定資産税	1,234,567,890,123 円	都市計画税	1,234,567,890,123 円	⑪ 備考
					☐

XXXX 家屋	所在地：[101101]	⑨ 種類／構造	☐	⑦ 物件相当税額	1,234,567,890 円
☐	☐	⑩ 評価床面積	1,234,567.89 m ²	⑧ 軽減税額	1,234,567,890 円
☐	☐	③ 当該年度価格（合計）	1,234,567,890,123 円		
家屋番号：□□□□⑤□□□□⑩□□□□⑮□□□□					
④ 当該年度課税標準額	固定資産税	1,234,567,890,123 円	都市計画税	1,234,567,890,123 円	⑪ 備考
					☐

00000000000000000000

【見本3】納付書（裏面）

令和6年4月1日現在

【留意事項】

※ 次のような納付書はコンビニエンスストアで納めることができませんので、お手数ですが金融機関等で納付してください。

- 金額が訂正されたもの
- 1納付書あたりの金額が30万円を超えるもの
- バーコードが印字されていないもの
- バーコードが印字されていても、破損、汚損等により読み取りができないもの
- コンビニ・クレジット等取扱期限を超過したもの

【クレジット・ネットバンキングでの納付方法】

「地方税お支払サイト」からクレジットカード及びネットバンキングが利用できます。

※ クレジットカードはご利用に際し、所定の手数料が必要です。詳しくは京都市ホームページにて「地方税お支払サイト」を検索してご確認ください。

スマートフォン・
タブレットの方は
こちらから



【スマートフォン用決済アプリでの納付方法】

スマートフォン用決済アプリの請求書（払込書）払いが利用できます。利用可能なアプリや納付方法等、詳しくは京都市ホームページにて「市税の納付方法」を検索してください。

※ 「地方税お支払サイト」及びスマホアプリからの納付の場合は、領収証書を発行いたしません。領収証書が必要な場合は、右記納付場所をご利用ください。

納 付 場 所

○ 市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所（ただし窓口開所時間に限る。）
右京区役所京北出張所（ただし窓口開所時間に限る。）

○ 次の金融機関の本店・支店・出張所

銀 行 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、北陸、北國、滋賀、京都
関西みらい、池田泉州、南都、但馬、福邦、徳島大正

信用金庫 京都、京都中央

信用組合 京滋、近畿産業

そ の 他 近畿労働金庫、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、
京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会

○ 近畿2府4県の区域内に所在する、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局

○ 全国の地方税統一QRコード対応金融機関

○ 次のコンビニエンスストアの全国店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、
デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、
ニューヤマザキデイリーストア、

MMK（マルチメディアキオスク）設置店（ただし、無人端末機を除く）、
ポプラ、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマナスクラブ

上記納付場所においては、クレジットカード払い及びスマホ用決済アプリはご利用できません。

納付には、便利な口座振替を

上記の指定金融機関、収納代理金融機関の本・支店並びにゆうちょ銀行直営店及び郵便局で取り扱っています。

※ 2月以降に口座振替を申し込まれた方については、1期分の口座振替の有無にかかわらず、納付書を同封している場合があります。納付書が同封されている方については、口座振替登録完了後にお送りする「お知らせノガキ」で口座振替の開始時期をご確認ください。

納税証明書が必要な方は、領収証書と本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。法人の場合は、請求の際に代表者印の押印が必要です。領収証書は大切に保存してください。

(点字)

どーふー の こてい しさん ぜい ・ とし けいかく ぜい
 のーぜい つーち しょ に きさい されて いる ぜいがく わ
 つぎ の とーり です 。
 きょーと たろー さま
 のーぜい しゃ こーど 1 2 3 4 5 6 - 7 8 9 0
 ねん ぜいがく 7 0 , 6 0 0 えん
 だい いち き ぶん 1 9 , 6 0 0 えん
 だい に き ぶん 1 7 , 0 0 0 えん
 だい さん き ぶん 1 7 , 0 0 0 えん
 だい よん き ぶん 1 7 , 0 0 0 えん
 とち なかぎょー く からすま どーり おいけ さがる
 とらや ちょー 1
 かかく 1 2 3 , 4 5 6 , 7 0 0 えん
 ぜいそーとーがく 7 6 5 , 4 3 2 えん
 かおく なかぎょー く からすま どーり おいけ さがる
 とらや ちょー かおく ばんごー 1
 かかく 1 2 3 , 4 5 6 , 7 0 0 えん
 ぜいそーとーがく 7 6 5 , 4 3 2 えん

(墨字)

同封の固定資産税・都市計画税納税通知書に記載されている税額は次のとおりです。

京都 太郎 様

納税者コード 1 2 3 4 5 6 - 7 8

年税額 7 0, 6 0 0 円

第1期分 1 9, 6 0 0 円

第2期分 1 7, 0 0 0 円

第3期分 1 7, 0 0 0 円

第4期分 1 7, 0 0 0 円

土地 中京区烏丸通御池下る虎屋町1

価格 1 2 3, 4 5 6, 7 0 0 円

税相当額 7 6 5, 4 3 2 円

家屋 中京区烏丸通御池下る虎屋町 家屋番号1

価格 1 2 3, 4 5 6, 7 0 0 円

税相当額 7 6 5, 4 3 2 円

令和7年度

固定資産税・都市計画税のしおり

京都市

課税内容をご確認ください

納税通知書の2枚目以降に課税明細書を添付していますので、課税内容をご確認いただけます。

※口座振替を利用されている場合、納付書は同封されていません。

※納税通知書、課税明細書の再発行はできません。

(各種証明書等の発行→8ページ)

納付書を御確認ください

納付書を使用して納付される場合、一括納付用と各納期納付用の計5枚の納付書を同封しています。

納税通知書・課税明細書・納付書の同封物が表された

イラストを記載する。

！一括納付書と各期別の納付書を利用した
二重納付にお気をつけください。

固定資産税・都市計画税とは

固定資産税とは 毎年1月1日現在に土地・家屋（固定資産）を所有されている方に、その資産価値に応じて納めていただく市税です。

都市計画税とは 市街化を進めることとされた地域（市街化区域）に土地・家屋を所有されている方に、固定資産税と合わせて納めていただく市税です。

■ 固定資産税・都市計画税の算出までの流れ

① 価格（評価額）の決定

総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価し、価格（評価額）を決定します。

価格は3年ごとに見直しを行っており、次回の見直しは令和9年度になります。

② 課税標準額の算出

価格（評価額）から課税標準額を求めます。

原則として、価格（評価額）＝課税標準額ですが、特例措置（「住宅用地の特例措置」や「土地の負担調整措置」等。4、5ページ）が適用される場合は、価格より低くなります。

③ 税額を算出

同一区内に所有されている土地・家屋の課税標準額の合計額に、税率を乗じて得た額がその年度の税額になります。ただし、固定資産税の課税標準額の合計が土地30万円、家屋20万円未満の場合は課税されません。

課税標準額の合計
(1,000円未満切捨て)

×

税率	固定資産税	1.4%
	都市計画税	0.3%

＝

税 額
(100円未満切捨て)

目次

p2・納税通知書の見方 p3・課税明細書の見方（土地・家屋） p4・住宅用地の特例措置

p5・土地の負担調整措置・家屋の税負担に関する主な軽減措置 p6・固定資産税の非課税申告・その他の税負担の軽減措置（減免）・届出や調査へのご協力をお願い p7・納付相談に関するお問合せ先・納付方法について・

不服申立てについて p8・各区役所・支所内臨時窓口・各種証明書等の発行・課税内容に関するお問合せ

納税通知書の見方

納税通知書の様式を使用するなど、納税通知書の見方が
理解しやすくデザインされたページとする。

課税明細書の見方（土地）

課税明細書の様式を使用するなど、課税明細書の見方が
理解しやすくデザインされたページとする。

課税明細書の見方（家屋）

課税明細書の様式を使用するなど、課税明細書の見方が
理解しやすくデザインされたページとする。

住宅用地の特例措置

住宅用地（「専用住宅」又は「併用住宅」の敷地）には、面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。（適用対象となる土地の面積は、家屋の延べ床面積の10倍が限度です。）
課税標準額の算定に当たり土地の価格（評価額）に下記「**1 特例率表**」に示す**特例率**を乗じます。
ただし、併用住宅用地についてはその土地の面積に下記「**2 住宅用地率表**」に示す率を乗じて得た面積が、住宅用地として認められる面積となります。

1 特例率表

住宅用地の区分	住宅用地 区分の範囲	特例率	
		固定 資産税	都市 計画税
小規模 住宅用地	住宅1戸につき200㎡までの部分	1／6	1／3
一般 住宅用地	小規模住宅用地以外の部分	1／3	2／3

2 住宅用地率表

住宅区分		居住部分の割合	住宅 用地率
専用住宅		全部	1.0
併 用 住 宅	下記以外の 併用住宅	1／4以上1／2未満	0.5
		1／2以上	1.0
	5階以上の耐火 建築物である 併用住宅	1／4以上1／2未満	0.5
		1／2以上3／4未満	0.75
		3／4以上	1.0

例 敷地面積300㎡の一戸建専用住宅の課税標準額の求め方
令和6年度しおり「住宅用地の特例措置」のページに記載したイラストを例として、イラストを記載する。

注）住宅用地の特例措置の対象外となると、固定資産税・都市計画税の税額が約4倍もの大幅な増額になる場合があります。

空き家を所有するみなさまへ

屋根・外壁の仕上材が崩落している等、居住のための管理がされておらず、今後、人の居住の用に供される見込みがないと認められる空き家を所有している場合、住宅用地の特例措置の適用対象外となる場合があります。詳しくは市税事務所固定資産税担当（8ページ）にお問合せください。

住宅の建替えの特例措置について

既存の住宅を建替える場合には、課税の基準日である毎年1月1日に新しい住宅が完成していなくても、一定の要件を満たせば、住宅用地の特例措置の適用が継続できる可能性があります。詳しくは市税事務所固定資産税担当（8ページ）にお問合せください。

土地の負担調整措置

課税標準額が、価格（評価額）に対して一定の割合になるよう、税負担を調整する措置が講じられています。

B：前年度の課税標準額

A：当該年度の価格（×住宅用地の特例率）

= 負担水準

なお、色を付けた負担水準に該当する場合は、評価額が据置あるいは下がっても、税額が上がる場合があります。

区 分			土地の負担調整措置	
			負担水準	当該年度の課税標準額
宅 地	住宅用地	小規模住宅用地	① 1. 0 以上	→ A
		一般住宅用地	② 1. 0 未満	→ B + A × 0. 0 5 （上限：A、下限：A × 0.2）
	非住宅用地		① 0. 7 超	→ A × 0. 7
雑 種 地 等	宅地比準土地		② 0. 6 以上 0. 7 以下	→ B
			③ 0. 6 未満	→ B + A × 0. 0 5 （上限:A × 0.6、下限:A × 0.2）
	その他の雑種地等		① 1. 0 以上	→ A
			② 1. 0 未満	→ B + A × 0. 0 5 （上限:A 、下限:A × 0.2）
農 地	市街化区域農地		住宅用地と同じ （注）一般住宅用地と同率の特例率が適用されます。	
	その他の農地		① 0. 9 以上	→ B × 1. 0 2 5 （上限:A）
			② 0. 8 以上 0. 9 未満	→ B × 1. 0 5
			③ 0. 7 以上 0. 8 未満	→ B × 1. 0 7 5
			④ 0. 7 未満	→ B × 1. 1

※特定生産緑地指定を受けない生産緑地は市街化区域農地に区分します。

家屋の税負担に関する主な軽減措置

対象	主な要件		軽減される税額等	適用期間
新築住宅 （※1）	・ 居住部分の割合が1／2 以上 ・ 居住部分の床面積が5 0 ㎡以上（共同貸家住宅は1 住戸当たり4 0 ㎡以上）2 8 0 ㎡以下 ・ その他の要件を満たすこと	新築の翌年 1 月 31 日 までに申告	固定資産税の 1／2 を減額 (床面積1 2 0 ㎡まで)	3 年度 又は 5 年度
長期優良 住 宅	上記の要件に加えて ・ 認定を受けた長期優良住宅			5 年度 又は 7 年度
耐 震 改修住宅 （※1）	・ 昭和5 7 年 1 月 1 日以前建築の住宅 ・ 5 0 万円を超える耐震改修工事 ・ その他の要件を満たすこと	工事完了後 3 箇月以内 に申告	固定資産税の 1／3 を減額 (床面積1 0 0 ㎡まで)	1 年度
バリアフリー 改修住宅 （※2）	・ 建築から1 0 年以上を経過した貸家以外の住宅 ・ 6 5 歳以上の方等が居住 ・ 自己負担額5 0 万円を超えるバリアフリー改修工事 ・ その他の要件を満たすこと			
省エネ 改修住宅 （※2）	・ 平成2 6 年 4 月 1 日以前建築の貸家以外の住宅 ・ 自己負担額6 0 万円を超える省エネ改修工事 ・ その他の要件を満たすこと		固定資産税の 1／3 を減額 (床面積1 2 0 ㎡まで)	

※1 土砂災害警戒区域等の区域内において市長が行った勧告に従わないで建設された一定の新築住宅は対象となりません。

※2 改修による評価の見直しで前年度の固定資産税額を上回る場合があります。

固定資産税の非課税申告

公共の用等に供している土地・家屋で一定の要件を満たす固定資産については、固定資産税・都市計画税が課税されません。非課税に該当するようになった場合や非課税の要件を欠くこととなった場合は、市税事務所固定資産税担当（8 ページ）に申告書の提出が必要です。

例）土地の一部に公共用道路がある場合

主な要件は次のとおりです。

☐ 幅員 1. 5 m 以上

☐ 現に一般交通の用に供している。

☐ 次のいずれかに該当する。

- ・道路の両端が非課税道路に接している。
- ・道路の一端が非課税道路に接し、かつ、当該道路に接する家屋が2 軒以上存在する。

図のように、隣接する宅地 A・B が **令和 6 年度のしおりの「固定資産税の非課税申告」のページに記載したイラストを例として、イラストを記載する。**
A・B が非課税になります。

その他の税負担の軽減措置（減免）

生活保護法に基づく生活扶助受給者が所有する固定資産や火災及び自然災害等により損失を受けた固定資産への税負担の軽減措置（減免）があります。詳しくは市税事務所固定資産税担当（8 ページ）にお問合せください。

届出や調査へのご協力のお願い

次のような場合には市税事務所固定資産税担当（8 ページ）までお届けください。

また、担当者が必要に応じて調査しますので、ご協力をお願いします。

◆ 土地や家屋の利用状況に変更があった場合（住宅用地の特例措置→4 ページ）

・住宅敷地の利用状況に変更があった場合

（住宅敷地の一部を貸し駐車場等に変更、住宅敷地の隣地を買い増しなど）

・家屋を新築・増改築又は取り壊した場合

・家屋の用途を変更した場合（店舗等から住宅へなど）

・家屋の居住割合を変更した場合

（専用住宅の一部を事業用に変更、店舗等の一部を居住用に変更、併用住宅の居住部分の増減など）

◆ 非課税の要件に該当する場合、又は非課税の要件を欠くことになった場合（固定資産税の非課税申告→6 ページ）

◆ 住所を変更したり、納税義務者が亡くなった場合など送付先の変更等が必要な場合

ただし、京都市内での住所変更、京都市内から市外へ転出される場合で、住民票の手続きをされたときは、ご連絡いただく必要はありません。

◆ 国外に転出するため、代理で納税通知書の受取や納付を行う納税管理人の届出が必要な場合

◆ 所有者が亡くなられたこと等により、現に所有する者（現所有者）になった場合

ただし、既に法務局において、不動産登記の名義変更を行われた場合は、ご申告いただく必要はありません。**※令和 6 年 4 月 1 日から相続登記の申請が義務化されました。（相談窓口：相続・遺言相談センター（075-585-4113））**

固定資産税・都市計画税の制度等について、京都市のホームページでもご確認いただけます。

京都市 固定資産税

検索

事業用資産（償却資産）を所有されている方は申告が必要となります。詳細は京都市のホームページで御確認ください。

京都市 償却資産

検索

納付相談に関するお問合せ先

納付のご相談は、市役所分庁舎 1 階の市税事務所納税室へお問合せください。

1 月 1 日現在にお住いの住所地を所管する下記の各納税担当へお問合せください。

市税事務所
の
地図の
イラスト
を記
載。

駐車場はあ
りませんの
で、お越し
の際には、
公共交通機
関をご利用
ください。

担当名	担当地域	電話番号<市外局番 075>
納税 第 1 担当	市外	2 2 2 - 3 5 1 3
	北区	2 2 2 - 3 4 4 1
	上京区	2 2 2 - 3 4 4 2
納税 第 2 担当	左京区	2 2 2 - 3 4 4 6
	中京区	2 2 2 - 3 4 5 3
納税 第 3 担当	右京区	2 2 2 - 3 4 5 4
	西京区	2 2 2 - 3 4 5 5
	西京区洛西	2 2 2 - 3 4 5 6

担当名	担当地域	電話番号<市外局番 075>
納税	東山区	2 2 2 - 3 4 5 7
第 4 担当	下京区	2 2 2 - 3 4 5 8
	南区	2 2 2 - 3 4 5 9
納税	伏見区	2 2 2 - 3 4 6 0
第 5 担当	伏見区深草	2 2 2 - 3 4 6 1
	山科区	2 2 2 - 3 4 6 2
納税 第 6 担当	伏見区醍醐	2 2 2 - 3 4 6 3

※区役所・支所では、納付相談を行えませんので、ご注意ください。

納付方法について（お問合せ 市税事務所納税推進担当 TEL（075）213-5466）

納付場所は、納付書裏面に記載の金融機関等となります。

◆ 便利で確実な口座振替のご利用をお勧めします。

口座振替のお申込みは、預(貯)金口座のある金融機関、ゆうちょ銀行直営店又は郵便局の窓口でお手続きください。
京都市市税口座振替依頼書は、京都市内の金融機関、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局の窓口に備え付けています。

また、京都市のホームページ(京都市情報館)でも、口座振替依頼書がダウンロードできます。ぜひ、ご利用ください。

お申込みの際には、①納税通知書等(納税者コードの分かるもの)、②預(貯)金通帳、③金融機関届出印が必要になります。

口座振替の開始時期は、口座振替登録完了後にお送りする「お知らせハガキ」でご確認ください（2 月以降のお申込み分は、翌年度 1 期分の口座振替の有無にかかわらず納税通知書と共に納付書をお送りすることがあります。）。

なお、4 月中に申し込まれた場合、第 2 期以降の納期から口座振替となります。

京都市 口座振替

検索

◆ コンビニエンスストアで納付ができます。

バーコードが印刷されている納付書(納付金額 3 0 万円まで)であれば、納付書の裏面に記載している各コンビニエンスストアで納付ができます。(ただし、窓口でのクレジットカード払い、スマートフォン決済はできません。)

◆ スマートフォン用決済アプリで納付ができます

納付書表面に QR コードやバーコードが印刷されている納付書であれば、各種スマートフォン用決済アプリで納付手続きができます。(QR コードとバーコードではご利用いただけるアプリが異なります。) ご利用いただけるアプリ等、詳しくは京都市のホームページで「市税の納付方法」を検索のうえ、ご確認ください。

◆ 地方税お支払いサイトで、クレジットカード及びネットバンキングによる納付ができます。

eL 番号が印刷されている納付書(納付金額の上限なし)であれば、「地方税お支払いサイト」から納付手続きができます。

※クレジットカードのご利用に際し、所定の手数料が必要です。詳しくは「地方税お支払いサイト」でご確認ください。

「地方税お支払いサイト」へのアクセス方法

①京都市のホームページへアクセス

京都市情報館

検 索

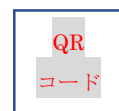


②京都市のホームページ【サイト内検索】

地方税お支払いサイト

検 索

スマートフォン、
タブレットの方は
こちらから



※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

不服申立てについて

土地・家屋の価格(評価額)又はこれに基づく税額等に不服がある場合、市税事務所固定資産税担当(8 ページ)を通じて不服申立てをすることができます。

不服申立ての種類	審査機関	対象事項	申立て期間
審査の申出	京都市固定資産 評価審査委員会	価格に対すること	始期：価格公示日(通常 4 月 1 日) 終期：納税通知書が送達された日の翌日から 3 月以内
審査請求	京都市長	価格以外のこと	始期：納税通知書が送達された日 終期：納税通知書が送達された日の翌日から 3 月以内

各区役所・支所内固定資産税臨時窓口 ! 期間が短くなっていますのでご注意ください。

日 時 4月1日～4月〇日 午前9時～午後5時 土、日は閉庁日

業 務 ・課税内容に関する問合せ及び減免申請等

・固定資産課税台帳・名寄帳の閲覧

・縦覧帳簿の縦覧（当該区・支所に所在する資産のみ）

納付相談窓口はございません。

電話での取次対応となります。

イラスト

※注意 4月〇日～4月30日（土日除く）の間は各区役所・支所での閲覧の取扱いはありません。

市税事務所固定資産税担当で取扱います。

各種証明書等の発行

請求には、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、納税通知書・課税明細書をお持ちください。

	評価（公課）証明書及び 納税証明書の発行	固定資産課税台帳・名寄帳の閲覧
郵送に おける 請求先	〒616-8666 京都市証明郵便サービスセンター （住所記載不要）	市税事務所固定資産税担当
窓口 おける 請求先	市税事務所市民税第1担当、各区役所・支所の 市民窓口課、出張所及び証明書発行コーナー ※不動産登記申請をする際の確認書類として、 評価証明書の代わりに課税明細書を利用できる 場合があります。詳しい手続方法は所管の法務 局・出張所へお問合せください。	市税事務所固定資産税担当及び各区役所・支 所の市民窓口課※ ※4月1日～4月〇日（土日除く）は固定資 産税臨時窓口にお越しください。4月〇日～ 4月30日（土日除く）の間は各区役所・支 所での閲覧の取扱いはありません。市税事務 所固定資産税担当で取扱います。

！本市では、非課税の固定資産税に係る「非課税証明書」等を発行していません。

課税内容に関するお問合せ お問合せの際は、同封の納税通知書をお手元にご用意ください。

市税事務所 開庁時間 午前8時45分～午後5時 ※土、日、祝日及び年末年始は閉庁日

固定資産税担当 業 務

- ・固定資産税（土地・家屋）の課税に関すること
- ・固定資産税（土地・家屋）課税台帳・名寄帳の閲覧
- ・非課税申告、減免申請等の受付
- ・縦覧帳簿の縦覧（全市分 期間：4/1～4/30）

市税事務所の所在 地を示した地図の イラストを記載。	担 当	土地・家屋の所在する区	電話番号<市外局番075>	フロア
	第1担当	北区・上京区・左京区	(土地) 746-6431 (家屋) 746-6432	5階
	第2担当	山科区・伏見区 伏見区深草・伏見区醍醐	(土地) 746-6436 (家屋) 746-6437	6階
	第3担当	右京区 西京区・西京区洛西	(土地) 746-6451 (家屋) 746-6452	7階
	第4担当	中京区・東山区・下京区・南区	(土地) 746-6462 (家屋) 746-6463	8階

所 在 地 〒604-8175 京都市中京区室町通御池南入円福寺町337 ビル葆光（ほうこう）

アクセス 地下鉄「烏丸御池駅」4-1出口西へ、又は市バス・京都バス「烏丸御池、新町御池」下車

駐車場と駐輪場はありませんので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

お体の不自由な方等については、駐車スペースをご用意しておりますが、限りがありますので、
ご利用を希望される場合は、来庁される予定の担当に事前にご連絡ください。